

教育委員会 9月定例会会議録（要旨）

招 集 月 日	令和4年9月8日（木）	
招 集 場 所	瀬戸市役所4階 大会議室	
教 育 長	横山 彰	
出 席 委 員	委 員 中根 志保 委 員 田中 直美 委 員 竹川 典子	委 員 青山 貴彦 委 員 小澤 慎太郎 委 員 加藤 千春
欠 席 委 員	なし	
議案説明のため に出席した職員	教 育 部 長 教育政策課長 学校教育課長 学校教育課主幹 学校教育課主幹 図 書 館 長 まちづくり協働課長 文 化 課 長 ス ポ ーツ 課 長	磯村 玲子 谷口 墨 此下 明雄 長谷川 武宏 加藤 都志雄 吉村 きみ 杉江 圭司 井上 紀和 中村 浩司
書 記	教育政策課課長補佐兼企画係長 松見 健一	
傍 聽 人 数	1名	
開 会 時 刻	午後2時00分	
閉 会 時 刻	午後2時34分	
	議 題	可否
1 報 告	(1) 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について (2) 催物の後援・推薦に係る実績報告について (3) 令和4年7月情報公開請求について (4) 令和4年8月請願について (5) 学校給食費未納対応マニュアル（債権管理編）の作成について (6) 図書館の特別整理休館について (7) 第15回愛知県市町村対抗駅伝競走大会及び瀬戸市代表選手選考記録会について	
2 議案	第34号議案 令和4年8月請願について	
3 その他の ・ 日程について		

	開会 午後2時00分
教 育 長	<p>ただいまから、令和4年9月定例会を開催します。</p> <p>8月教育委員会定例会会議録（要旨）の承認を受けた。</p> <p>1 報 告</p> <p>(1) 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について</p> <p>(2) 催物の後援・推薦に係る実績報告について</p> <p>教育政策課長から、審査結果報告書に基づき、「美祭」をはじめ、8件について催物の審査結果を報告。</p> <p>併せて、実績報告書に基づき、「みんな・デ・ランチ（こども食堂）」をはじめ、10件の催物の実績について報告。</p> <p>(3) 令和4年7月情報公開請求について</p> <p>学校教育課長から、資料に基づき報告。</p> <p>(4) 令和4年8月請願について</p> <p>学校教育課長から、資料に基づき報告。</p> <p>(5) 学校給食費未納対応マニュアル（債権管理編）の作成について</p> <p>学校教育課主幹から、資料に基づき報告。</p> <p>加藤千春委員より、「マニュアルの1ページ最下段の段落で「学校給食費の未納対応についての事務的な取扱いは、これまで通り平成30年1月改訂の『未納対応マニュアル』を参考にする」と記述されていますが、民法が令和2年4月に改正されていることや、平成30年1月改訂の「未納対応マニュアル」がありながら未納額が減少していないことなどを踏まえると、具体的な事務的取り扱いを定めたマニュアルの作成・改訂も必要だと思いますが、どのように考えておられますか。」と事前質問あり。</p> <p>学校教育課主幹より、「具体的には学校における督促の方法、分割納付を認める基準、臨戸訪問の具体的な方法、法的措置に移行する未納額等の基準、こういったものを明確にし、学校や保護者によって取り扱いが異なることがないようにすることが重要だと考える所以意見をいただきたいというご質問でございました。平成30年1月改訂の未納対応マニュアルは、学校事務職員が共同で作成して、学校の教職員による給食費等をはじめとした学校徴収金の未納対応マニュアルという位置づけになっております。具体的には電話のかけ方等、実務的な記載がほとんどでございます。民法改正で取り扱いが変わるものではございません。加藤委員がおっしゃられた事務的取り扱いの中では、学校における督促の方法が具体的に記載されておりまして、その他の具体的な取り扱いにつきましては、教育委員会または給食センターで定めるべき内容というように考えております。今回作成した債権管理編に盛り込んでいくべき内容と考えておりますが、基準を定めるのは非常に難しい面がございます。まずはこのマニュアルを定めたように、未納対応を理解することや実践すること、これらを行う中でできていない現状もありますのでこのマニュアルを活用することで、今後具体的な基準等を定めていくということで、少しへステップを踏んだ形で基準等を定めていきたいということで、具体的な基準等は今後の研究課題とさせていただきたいと思います。」と回答。</p>
加 藤 千 春 委 員	新しい債権管理マニュアルを作られたということは、非常にご苦労があったと思

	<p>います。実務的な取り扱いについて定めたもう1つのマニュアルというものについては中身を承知しておりませんので、あまり言えませんけれども今の説明ですと私が事前に申し上げた具体的な、例えば分割納付の基準ですとか法的措置に移行する未納額の基準とか、そういうものについても、そのどちらのマニュアルに記載するかは別として、そういうものについてもある程度基準作りをしていきたいとそういう認識を教育委員会は持っておられるということでおろしいでしょうか。</p>
学校教育課主幹	<p>委員がおっしゃられるように、そういう様々な困難な事例での手順というが必要だということは十分認識をしているところでございます。ただ、私が今の債権管理事務がそこまで進んでいないと言いますが、いっていないので、まずはこの私の作った債権管理マニュアルを実践してみて、そういう中でどういった基準が必要でどういった手順を踏むべきかというところを見直していきたい、そういうところで、この債権管理マニュアルにそういうものを謳っていきたいと思っております。</p>
加藤千春委員	<p>給食費の未納の問題というのは、どの自治体も抱えておられると思いますが資力がなくて本当に払えないという方についての救済措置と言いますが、色々な制度があると思いますので、そちらに誘導していくことも必要だと思いますし、一番大事なのは払える能力が十分あるにも関わらず、払わない人がいるということについて、そういう人にちゃんと払ってもらえるようにしてほしいというのが多分市民の方の気持ちではないかと思いますので、そういうことを踏まえてですね、効率的な徴収の仕方というのを引き続き検討していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。</p>
学校教育課主幹	<p>ありがとうございます。一番今できていないところがそこだと思うので、資力があるのかないのか、そこがなかなかうちの担当だけでは把握しきれていない、だから次の一步へ進めないということがございますので、少なくとも学校と連携しながらそういうところをまずは見極めていく必要がある、ということが一番の課題かなと思っています。</p>
	<p>(6) 図書館の特別整理休館について 図書館長から、資料に基づき報告。</p>
	<p>(7) 第15回愛知県市町村対抗駅伝競走大会及び瀬戸市代表選手選考記録会について スポーツ課長から、資料に基づき報告。</p>
	<p>2 議案 第34号議案 令和4年8月請願について 学校教育課長から、資料に基づき説明。</p>
青山貴彦委員	<p>今の説明ですと、50名以上の職員の事業所は産業医を選任しなければいけない、義務があるということで認識しておりますが、今まで産業医はいなかったのでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>にじの丘学園に産業医がいなかったかということでしょうか。現在のところ、にじの丘小学校は教員数が44名、にじの丘中学校は27名でそれぞれ50名は超えていませんが、あわせますと50名以上になっております。ただ1事業所としては、</p>

	50名を超えておりませんので産業医を置いていないということです。
青山貴彦委員	そうすると、2事業所ということになるのでしょうか。
学校教育課長	にじの丘学園としては1つの学園でございますが、その中に2つの事業所があるということでございます。
青山貴彦委員	50人未満の事業所についても、実は産業医の選任が努力目標となっております。新しい学校ですし、健康管理とか問題がなければ選定をする必要はないかと思いますが、今後の参考として意見させていただきます。
田中直美委員	瀬戸市内の小中学校で50人以上の教職員がいて、産業医を選任している学校はありますか。
学校教育課長	現在南山中学校と特別支援学校の2校において産業医を選任しております。
中根志保委員	先ほど、にじの丘は小学校と中学校で2事業所だというご説明がありましたが、この件について愛知県の労働局等に問い合わせをされた経緯はございますか。
学校教育課長	同じ場所にあっても、法人登記を別々にしている企業であれば別の事業として取り扱っており、学校が別々に定められていれば同じ考え方でよいと聞いており、にじの丘小学校、中学校は瀬戸市学校設置条例で小学校、中学校がそれぞれ定め、それぞれ校長を置いていることから、別の事業所として判断できるものと考えております。
中根志保委員	念のための確認ですが、先ほどのご説明にあったように人数の関係から産業医が置かれていない小中学校が多数あると思いますが、そういう学校において昨今問題となっている心理的ストレス等で教職員が医者と相談した場合は、どのような対応をされているのでしょうか。
学校教育課長	長時間労働を行っている教職員やストレスチェックに問題があった教職員は、医師会から紹介されている産業医と面談を受けていただいております。
中根志保委員	引き続き、できる限りの形で教職員の健康管理に市としても気を遣っていただきたいのはもちろんですし、先ほど青山委員のご指摘もあったようにできれば産業医設置が増えればと思いますが、今回の件については先ほどのご説明のとおりであれば、必ずしも産業医を選任しなければならないということではないと理解しております。
教育長	他にご意見、ご質問はございませんか。ないようであれば採決を行います。 第34号議案について、原案どおり可決することに賛成の方は举手をお願いします。
	举手なし。
	<審議の結果、不採択>

3 その他

教育政策課長から、日程について、説明。

学校教育課主幹から、せともの祭における瀬戸市小中学校子ども陶芸展について、報告。

閉会 午後2時34分

教育長

加藤 正彦

教育長職務代理

青山 貴彦